

## 豊橋市乳児期家事支援事業事業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市乳児期家事支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条の規定に基づき、豊橋市長（以下「市長」という。）の委託を受けて家事支援サービスを実施する事業者の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 実施要綱に基づき、サービスを実施しようとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、豊橋市乳児期家事支援事業事業者登録申請書（様式第1号）及び添付書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

3 登録の期間は、登録年度の年度末までとする。

(登録資格)

第3条 前条の登録をすることができる者は、別紙の基準をすべて満たすことのできる者とする。

(審査及び決定)

第4条 市長は、申請書等を受理したときは、登録の資格について審査し、登録の可否を速やかに決定し、豊橋市乳児期家事支援事業（登録・却下）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 前条の規定による登録の決定を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、豊橋市乳児期家事支援事業事業者登録変更届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。

(2) 実施要綱及び別に定める委託契約の規定に反したとき。

(3) 第3条に規定する登録資格に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項により登録の取消を行ったときは、豊橋市乳児期家事支援事業事業

者登録取消通知書（様式第4号）により登録事業者に速やかに通知するものとする。

（登録の辞退）

第7条 登録事業者は、豊橋市乳児期家事支援事業を実施できなくなったときは、豊橋市乳児期家事支援事業事業者登録辞退届（様式第5号）を市長に速やかに提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。